

第三次
下野市コンプライアンス
推進計画

令和7年3月

下野市

目 次

1	計画の目的.....	1
2	計画期間	1
3	これまでの取組.....	2
4	当計画期間における達成目標	2
5	コンプライアンス推進のための施策体系.....	3
	（1）コンプライアンス意識の保持.....	3
	（2）管理職員のマネジメント能力の維持・向上.....	5
	（3）不祥事の再発防止のための内部統制の強化.....	6
	（4）心理的安全性の高い職場づくり	8

1 計画の目的

市では、令和元年7月に『下野市コンプライアンス推進指針』を策定し、コンプライアンス体制の強化と職員の意識改革に継続的に取り組んでまいりました。また、推進指針に基づき策定した『下野市コンプライアンス推進計画』の着実な実施を通じて、職員のコンプライアンス意識は一定程度向上し、組織全体におけるコンプライアンス遵守の意識も醸成されてきました。

しかしながら、社会情勢は常に変化しており、情報通信技術の急速な発展、AIの利活用、市民ニーズの多様化など行政を取り巻く環境も複雑化の一途を辿っており、新たなリスク要因も顕在化していることから継続的に施策に取り組んでいく必要があります。

今般策定する『第三次下野市コンプライアンス推進計画』は、推進指針の目標である『市民から信頼される市役所の実現』に向け、今後も様々な課題に対応し、市のコンプライアンスの推進に係る取組を着実に推進していくために定めるものであります。策定に当たっては、前計画における取組の検証、下野市コンプライアンス推進本部の意見や職員の意識調査結果等を参考に、市のコンプライアンスの現状と課題の把握に努め、これらに対応する内容としています。

2 計画期間

令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの3か年とします。

本計画は、市の目標である「市民から信頼される市役所の実現」に向けて、3年毎の達成目標と施策を定めるものです。

また、本計画に基づき、年度毎に実施計画を策定し、各施策に取り組みます。

「下野市コンプライアンス推進指針」（職員が意識すべき規範）			
第三次コンプライアンス推進計画 （3年間の達成目標と施策体系）	R7年度～R9年度		
第三次コンプライアンス実施計画 （年度毎の具体的な取組）	R7年度	R8年度	R9年度

3 これまでの取組

市では、コンプライアンスの推進に向けて、下野市コンプライアンス確立委員会や下野市コンプライアンス推進本部を設置し、推進体制を構築するとともに、令和元年8月に第一次推進計画及び実施計画、令和4年1月に第二次推進計画及び実施計画を策定し、各施策に取り組んできました。

第二次計画においては、市民の信頼回復及び再発防止に向けた4分野15項目の提言に対応する21の施策を定め、研修等による職員の意識啓発、職員の意識調査による現状と課題の把握、管理職員のマネジメント能力の強化、適正な組織体制づくり、定期的かつ適切な人事異動・配置、良好なコミュニケーションが図れる風通しの良い職場環境づくり、内部統制の理解促進等の取組を実施してきました。

令和5年度までの取組に対する推進本部による実施計画への評価は、4段階中ほぼ全てで最も高い4（できている）とされ、取組は一定の成果を挙げたと考えられます。

4 当計画期間における達成目標

これまでの取組から、本市のコンプライアンス意識については、おおむね良好な状況にあると考えられますが、推進指針の目標である「市民から信頼される市役所の実現」の達成には、引き続き、コンプライアンス意識の着実な定着を図る必要があります。

また、令和4年度に導入した内部統制制度を推進するため策定した『下野市内部統制基本方針』との連携も考慮する必要があります。

これらのことから、当計画期間は、以下の目標を掲げ、すべての職員により、各種コンプライアンス推進に係る取組を進めます。

- (1) コンプライアンス意識の保持
- (2) 管理職員のマネジメント能力の維持・向上
- (3) 不祥事の再発防止のための内部統制の強化
- (4) 心理的安全性の高い職場づくり

5 コンプライアンス推進のための施策体系

(1) コンプライアンス意識の保持

コンプライアンスの推進には、職員一人ひとりが法令や規範を理解するとともに、公務員として高い倫理意識を持ち、全体の奉仕者として公正さを保つことが重要です。

そのためには、職員が法令や規範に関する知識を習得し、また保持するための研修の実施、コンプライアンスに関する情報や庁内ルールの周知による普及啓発、定期的なコンプライアンス意識の自覚と法令等とのすり合わせの機会提供、市民の意見の把握等が必要であると考え、次の施策を定めます。

ア コンプライアンスに関する知識の習得

施策 1 コンプライアンスに関する研修の実施

【内容】 コンプライアンスに関する知識習得、法令等の理解促進、服務規律及び公務員倫理の徹底及びコンプライアンス意識の保持を図ることを目的として、コンプライアンスに関する研修を実施する。

イ コンプライアンス意識調査の定期的な実施

施策 2 コンプライアンスに関する自己診断シートの実施

【内容】 職員一人ひとりが、コンプライアンス意識を自覚し、また保持することを目的として、コンプライアンスに関する自己診断と管理職員による確認を実施する。

施策 3 コンプライアンスに関する意識調査アンケートの定期的な実施

【内容】 職員のコンプライアンス意識の浸透状況、組織風土の変化を把握し、以後のコンプライアンスに係る取組につなげていくことを目的として、コンプライアンスに関する意識調査アンケートを定期的な実施する。

ウ 安全運転意識の徹底

施策 4 安全運転意識の徹底

【内容】 自動車、自転車等の運転にあたっての安全運転意識の高揚及び交通法規違反、交通事故の防止を図るとともに、職員が、万が一事故を起こしたときに適切な措置を行えるようにすることを目的として、安全運転等に関する研修を実施する。

エ 公正な市民対応

施策 5 市民の意見を聴く取組の実施

【内容】 市民の市政に対する意向を的確に把握して施策に反映することで、市政への正しい理解と協力を求めること、及び市民の目線に立って接遇や手続等の利便性の点検・改善を図ることを目的として、市民の意見を聴く取組及び職員の窓口対応についての定期的なアンケートを実施する。

施策 6 不当要求行為に関する取組の実施

【内容】 不当要求行為に組織的に対応できる体制づくりを図ることを目的として、不当要求行為に関する研修及び適宜適切な情報提供を実施するとともに、不当要求行為対策委員会、警察及び顧問弁護士等を活用し、組織的対応に取り組む。

(2) 管理職員のマネジメント能力の維持・向上

管理職員は、組織の目標を達成するために、仕事の管理を通じて部下職員を積極的に指導育成し、担当業務に係る十分な知識を習得した上で、その業務内容を把握し、その過程において組織内の課題を把握することにより、常に業務の進行管理を行う必要があります。また、職員が能力を最大限発揮できるよう、所属内の業務分担を適切に行い、職員に対する適切な指導・助言及び業務の実施状況のチェックをすることが重要です。

そのためには、常に、そのマネジメント能力を維持向上させる必要があると考え、次の施策を定めます。

ア マネジメントに関する知識の習得

施策 7 管理職員のマネジメント研修の実施

【内容】 管理職員の育成及び能力の維持向上を目的として、管理職員に対するマネジメント研修等を実施する。

イ 管理職員によるチェック体制の確立

施策 8 管理職員による業務の進捗管理の徹底

【内容】 管理職員が、業務の進捗管理を適正に行うことを目的として、進捗管理チェックリスト等を活用した業務の進捗管理を実施し、個別事務については法令等に基づく厳格な決裁の実施やミーティング等による業務の進捗管理の徹底を図る。

(3) 不祥事の再発防止のための内部統制の強化

市民から信頼される市役所を実現するためには、内部統制等、不祥事の発生を防止する仕組みを整備するとともに、コンプライアンスを推進し、自律的に改善できる組織となることが重要です。

そのためには、情報セキュリティ対策、公金等の取扱に関する手続の厳格化と有効性の確保の取組等が必要であると考え、次の施策を定めます。

ア 組織のチェック体制の強化

施策 9 業務マニュアルの作成・見直しと活用

【内容】 市の業務について、組織としてチェック体制を改善し、不正や事務処理ミスを防ぐことを目的として、業務マニュアルを作成し、又は見直すとともに、マニュアルと連携したチェックリスト等により活用し、複数職員によるチェック体制の強化を図る。なお、作成・見直し等に当たっては、内部統制制度との連携を図る。

また、内部統制制度における業務に内在する様々なリスクを点検・評価し、その結果を業務にフィードバックするリスクマネジメントの仕組みにより、業務の合理化、効率化や一層の適正化を目指した取組を推進する。

イ 公金等の適正な取扱

施策 10 公金等事務処理に関する調査の実施

【内容】 個別業務における公金の取扱に関する事務処理手順等を見直す機会を作り、厳正に公金を管理する必要性への理解を図ることを目的として、公金等管理適正化委員会による調査等を実施する。なお、調査等に当たっては、内部統制制度との連携を図る。

施策 11 現金取扱の見直しの実施

【内容】 市で管理する外郭団体等を含めた現金の取扱の管理体制の強化を図るため、管理実態の調査及び内部監査を実施する。なお、監査に当たっては、内部統制制度との連携を図る。

また、公金収納に関し、キャッシュレス化の取組を推進する。

ウ 情報管理の徹底

施策 1 2 個人情報保護及び公文書の適正な管理の徹底

【内容】 個人情報及び公文書の適正な管理や保存並びに万が一の事態の際に適切な対応ができる職員の育成を図ることを目的として、個人情報保護、文書管理及び情報公開に関する研修等を実施するとともに、文書管理システムやファイリングシステムによる適切な文書管理の徹底を図る。

エ 公益通報制度の運用

施策 1 3 公益通報制度に関する理解促進と情報の周知

【内容】 公益通報制度への理解を深めるとともに職場内の不正行為を速やかに発見・防止できる環境を整えることを目的として、職員の公益通報制度に関する理解促進を図るための研修を実施するとともに、制度の運用状況を公表し市民に周知する。

(4) 心理的安全性の高い職場づくり

コンプライアンスの推進には、組織が適切な人事異動・配置により編成される必要があり、また、職員が、組織目標や業務情報を共有し、報連相を徹底するとともに、ハラスメントのない、心理的安全性の高い職場づくりに心がけることが重要です。

そのためには、人事育成担当課や管理職員による適切な情報・状況の把握、職員による正しい知識の習得とその知識に基づく行動、良好なコミュニケーション環境や信頼関係の構築が必要であると考え、次の施策を定めます。

ア 心理的安全性の高い職場環境の構築

施策 14 風通しの良い職場環境づくりと報告・連絡・相談の徹底

【内容】 業務を進めていく中でコミュニケーションの希薄化が見られる状況において、コンプライアンスが適切に働く組織をつくるには、職員が、風通しの良い良好なコミュニケーション環境にあることが、より一層重要である。良好なコミュニケーション環境づくりを目指すため、あいさつの励行、気軽に相談し合える雰囲気づくり、及び率直に意見交換できる会議の運営を実施する。また、組織の目標、業務課題や進捗状況及び問題発生時等の適切な情報共有を行うための組織及び職員間における情報共有のルール化を進め、報告・連絡・相談の徹底を図る。

イ ハラスメントの防止

施策 15 ハラスメント防止に関する取組の実施

【内容】 ハラスメントに関する知識を習得し、ハラスメントを「しない・させない・許さない」意識を認識させるとともに、ハラスメントによる職員の意欲低下や業務への影響を防止することを目的として、ハラスメント防止に関する研修を実施する。また、ハラスメントに関して、発生初期の段階で気軽に相談できる環境を整えることを目的として、総務人事課内に設置のハラスメント相談窓口の充実を図る。

第三次

下野市コンプライアンス

推 進 計 画

令和7年3月策定

下野市 総務部 総務人事課

〒329-0492 栃木県下野市笹原 26 番地

TEL : 0285-32-6065 / FAX : 0285-32-8606

URL <http://www.city.shimotsuke.lg.jp>

E-mail soumujinji@city.shimotsuke.lg.jp